I. 事実の概要

- 5 A は、日頃 P を恨んでいたのもあって、小学校の同級生である X に、「僕が日頃恨んでいる 奴がいるんだけど、そいつを始末するのを手伝って欲しい」旨を伝え、X はこれを了承した。しかし、A は人を殺したことなんてなかったので、どのように殺害するかについては、X に一任することにし、X は、P に睡眠剤を飲ませて、車で眠らせたまま、同人を崖からおとし、自動運転システムの暴走を装って殺害することを計画した。
- 10 令和 7年 3月 28 日午後 10 時ごろ、A は、P に対して X を紹介し、少し談笑を交わした後、3 人で近くの海に遊びに行くことを提案した。X は、車に乗る前に水が入ったペットボトルを一つ 用意し、そこに睡眠剤(服用後数十分以内に効果が出る、市販の睡眠誘導剤に近い物)を混入させ、これを P に渡した。喉が渇いていた P はその場で飲み干し、X に感謝の旨を伝えた。

同日午後11時ごろ、3人は近くの海の付近に到着した。Xは、Pに対して、「あそこの崖の上、ただで駐車できるらしいよ。近いし、あそこに駐車しよう。」と言い、近くの崖の上にある小規模の駐車スペース(3人がいた場所から歩いて5分程度のところ)の場所をPに教えたところ、Pは「ありがとう、でも眠すぎて運転できないや。君が代わりに運転してくれ。俺は後部座席で寝る。」と言い、後部座席で寝始めた。Pが寝ていることを確認したAとXは、駐車スペースから少し離れたところに車をとめ、Xは、車に搭載されていた自動運転システムを使い、Xが事前に用意したコントローラーのボタンを押すとひたすら直進するよう設定をし、自身とAは少し離れたところでこれを見ることにした(尚、設定された自動運転システムは、運転者がなんらかの操作をしない限り、設定された内容に絶対的に従い、プログラムの異常などは考慮しないこととする)。

しかし、ボタンを押す前に、近くの工事現場から資材を倉庫まで運ぶためにダンプカーを運 転していた作業員 B の前方不注意により、P が乗っていた車と衝突し、P を即死させた。以上の 事実関係の下、X の罪責を検討せよ。尚、特別法違反についての検討は不要とする。

参考判例:最決平成 16 年 3 月 22 日刑集 58 巻 3 号 187 頁/百選 I(第 8 版)64 事件

Ⅱ.問題の所在

- 30 1. 睡眠剤財を飲ませるという第一行為と、コントローラーのボタンを押すという第二行為をそれぞれ別個の行為と考えると、直接死亡結果を惹起しているわけではない第一行為にしか着手していないため、XにPの死亡結果を帰責できないとも思える。しかし、これは妥当性を欠くため、第一行為の時点で一連一体の行為に対する実行の着手を認め、X に殺人罪(199 条)の罪責を問うことができないかが問題となる。
- 35 2. Pの死亡結果は、Pの乗る車が Bの運転するダンプカーと衝突したことによって発生したも

のである。しかし X は P に睡眠薬を飲ませ、意識を失わせた上で、Y を転落死させることを意図していたのであるから、Y の死という結果はX が想定とは異なる因果経過をたどって発生したものであるといえる。そこで因果関係の錯誤は故意を阻却するのかどうかが問題となる。

5 Ⅲ. 学説の状況

1. 実行の着手について

ア説(主観説)

犯罪の決意の確定性を重視し、遂行的行為によって犯意の外部的表現が認められるとき、あるいは犯意の飛躍的表動があった時点を実行の着手とする¹説。

10

イ説(形式的客観説)

構成要件に属する行為の一部を開始することが実行の着手である2と解する説。

ウ説(実質的客観説)

- 15 実行の着手をもって構成要件的結果発生の現実的危険を惹起する行為、または法益侵害の現実 的危険性を有する行為を実行の着手とする³説。
 - 2. 因果関係の錯誤について
 - α説(因果関係の認識必要説)
- 20 発生した結果が故意行為に際して偶発的に生じた結果ではなく、故意により実現された結果と して評価しうるための要件を充たす必要があるとする4説。
 - β説(因果関係の認識不要説)

因果の経過について具体的かつ詳細な認識を必要としない5説。

25

IV. 判例の状況(裁判例)

名古屋高判平成 19年 2月 16日判決。判夕 1247号 342頁。

「事実の概要]

被告人が、被害者に自動車を衝突させ、転倒させてその動きを止めた上、刃物で刺し殺すと

¹ 藤木英雄、他『刑法-(全)-[第 4 版]』(有斐閣、2017)72 頁。

²井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、2012)396 頁以下。

³大谷實『刑法講義総論[第5版]』(成文堂、2019)363頁。

⁴井田・前掲 183 頁参照。

⁵ 大谷・前掲

の計画を立て、実際に包丁やレンタカーを準備して被害者を待ち伏せ、歩いている被害者に時 速約20キロメートルで自動車を衝突させて傷害を負わせたが、その段階で翻意して被害者を包 丁で刺さなかったため、被害者は死亡するに至らなかったという事例。

5 破棄自判。被告人…の計画によれば、自動車を同女に衝突させる行為は、同女に逃げられることなく刃物で刺すために必要であり、そして、被告人の思惑どおりに自動車を衝突させて同女を転倒させた場合、それ以降の計画を遂行する上で障害となるような特段の事情はなく、自動車を衝突させる行為と刃物による刺突行為は引き続き行われることになっていたのであって、そこには同時、同所といってもいいほどの時間的場所的近接性が認められることなどにも 照らすと、自動車を同女に衝突させる行為と刺突行為とは密接な関連を有する一連の行為というべきであり、被告人が自動車を同女に衝突させた時点で殺人に至る客観的な現実的危険性も 認められるから、その時点で殺人罪の実行の着手があったものと認めるのが相当である。

参考判例と同様、被害者を殺害するために連続して行われるべき第1の行為と第2の行為との間に時間的場所的に近接性が認められ、第1の行為の時点で殺害の結果発生に至る客観的、現実的危険性が認められる場合に、第1の行為自体において、殺害の結果が発生せず、被告人においても第1の行為自体での殺害の結果発生を意図していなくとも、第1の行為時に殺人の実行行為に着手したものと認めており、検察にとって有用な資料である。

20 V. 学説の検討

「引用の趣旨】

15

25

[判旨]

1. 実行の着手について

ア説(主観説)

主観説は、主観主義刑法理論に由来するものであり、「犯意の成立がその遂行的行為に因りて確定的に認められるとき」、「犯意の飛躍的表動」が認められるとき、または「行為者の犯罪的意思の存在が二義を許さず、取り消しが不可能なような確実性を示す行為のあった場合」には、実行の着手が存在したと解する説であるところ、「遂行的行為」または「表動」という客観的要素を重視する点で客観説に接近するが、犯罪意思を重視することにより処罰の時期が早くなりすぎるとともに、客観的要素の範囲が明確となりがたく恣意的判断を招きやすい点にかんがみ、この説を採用することは妥当ではない6。

30 よって、検察側はア説を採用しない。

イ説(形式的客観説)

形式的客観説は、構成要件概念を判断基準に用いて形式的見地から着手時期を決定する見解

⁶大谷實『刑法講義総論[新版第五版]』(成文堂、2019年)363-364頁。

であり、具体的には、実行行為そのものに先行しこれと密接不可分な行為(直前行為)の開始時点において実行の着手が認められうるとするところ7、形式性を重んずる点で罪刑法定主義に即するものであるが、例えば、ポケットからピストルを取り出して人を射殺する行為について、どの段階で殺人の一部の行為を行ったかということを確定することは形式的に困難であるから、このような形式的判断基準では予備と未遂とを区別することは実際上不可能であるため、この説を採用することは妥当ではない8。

よって、検察側はイ説を採用しない。

ウ説(実質的客観説)

5

10 実質的客観説は、法益への現実的危険性が認められた時点、あるいは、構成要件的結果の発生に至る現実的危険性を含む行為の開始時に実行の着手を求める見解であるところ9、未遂犯の処罰根拠を構成要件の実現ないし構成要件的結果発生の現実的危険の惹起に求める以上、実行の着手もその現実的危険を惹起せしめることをいうと解すべきであるため、実質的客観説が妥当である10。

15 よって、検察側はウ説を採用する。

2. 因果関係の錯誤について

α説(説因果関係の認識必要説)

確かに、因果関係の基本的(重要)部分の認識は必要であるところ、行為から結果にいたる因果 20 の経路についての認識がなければ、その結果について規範の問題が与えられないため、因果の 具体的態様・経緯まで正確に認識する必要はないから、この説を採用することは妥当ではない。

よって、検察側はα説を採用しない。

25 β説(因果関係の認識不要説)

30

行為から結果に至る因果の経路は、客観的構成要件要素に該当する事実として認識の対象となるが、行為者は実際上その経路を具体的に認識して行為に出ることは稀であり、むしろ、自己の行為から認識した結果が経験上発生しうるということ、言い換えると構成要件的結果発生の現実の危険がある行為すなわち実行行為と結果についての認識があれば足りる。したがって、その行為がいかなる因果経過をたどって結果を生じさせるかについての具体的な認識は不

⁷井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、2012年)。

⁸大谷實『刑法講義総論[新版第五版](成文堂、2019年)364頁。

⁹ 高橋則夫『刑法総論』(成文堂、2018年)396 頁。

¹⁰ 大谷實『刑法講義総論[新版第五版](成文堂、2019年)364頁。

要と解すべきであるから、因果関係の認識不要説が妥当である。

よって、検察側はβ説を採用する。

VI. 本間の検討

15

- 5 1. Xの、Pに睡眠剤を飲ませ、死亡させた行為につき、殺人罪(刑法[以下法令略]199条)は成立 するか。
 - (1) 本件において、Xの計画は、Pに睡眠剤を飲ませ(第 1 行為)、自動車の自動運転システムのボタンを押して崖下に転落させる(第 2 行為)ものであった。

もっとも、X が第 2 行為を実行する前に P が死亡しているところ、X に殺人罪の実行の着手が認 りられるかが問題となる。

そもそも、未遂犯(43条)の処罰根拠は、構成要件的結果発生の現実的危険性の惹起にあるところ、第1行為を開始した時点で、既に現実的危険性の惹起が認められれば、上記根拠が妥当し、「実行に着手」が認められるように思える。もっとも、「実行に着手」(43条本文)の文言上の制約、また、無限定に処罰範囲が広がることを防ぐため、第1行為は第2行為に密接である必要性がある。

具体的には、①第 1 行為が第 2 行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠であり、②第 1 行為に成功した場合、第 2 行為を遂行する上で障害となる特段の事情がなく、③第 1 行為と第 2 行為に時間的場所的近接性が存在する場合は、第 1 行為と第 2 行為は密接な関係にあり、一連の行為であるということができる。

- 20 そして、その行為によって現実的危険性の惹起が認められれば、「実行に着手」したといえる。 ア. これを本件についてみると、運転者がなんらかの操作をすれば、自動運転システムを停止 することが可能であるから、意識のある者をこれによって崖下に落下させることは難しいと言 え、睡眠薬でもってPを寝かせることは、その後の行為を確実かつ、容易に行うために必要不可 欠なものであったと言える(①)。
- 25 そして、Pの乗った車は駐車スペースから少し離れた場所にあり、第三者に発見される可能性 は低いこと、さらに、自動運転プログラムは設定された内容に絶対的に従うことなどを鑑みれ ば、車を崖下に転落させる上で障害となりうる特段の事情は存しないと言える(②)。

さらに、睡眠剤を飲ませたのが令和7年3月28日午後10時であり、その地点から歩いて5分ほどの崖から落とそうとしたのが同日午後11時ごろと時間的に場所的に密接している((3))。

30 よって、第1行為と第2行為は密接な関係にあると認められる。

そして、X は第 1 行為の後に第 2 行為を行うと計画を立てていることからすれば、第一行為を開始した時点で、既に殺人に至る現実的危険性が認められる。よって、第 1 行為を開始した時点で、「実行に着手」(43 条ただし書)したといえる。

- イ. よって、Xの上記行為に殺人罪の実行の着手が認められる。
- 35 (2) そして、Pの死亡結果が発生している。

- (3) もっとも、X の認識していた因果関係は、自動運転システムの動作によって車を転落させて Pを死亡させるものであったが、実際に発生した因果関係は、Bの運転していたダンプカーと 衝突するというものであり、差異が存在する。かかる場合にも、故意(38条1項本文)が存在するといえるか、因果関係の錯誤の処理が問題となる。
- 5 故意責任の本質は、規範に直面し、反対動機の形成が可能であったにもかかわらずあえて実 行行為に及んだことに対する道義的非難にある。

そうであれば、因果関係の錯誤があれ、実行行為と構成要件的結果発生の認識・認容があれば規範に直面し反対動機の形成が可能であったと認めることができるから、道義的非難は可能であり、およそ故意は阻却されないと解するべきである。

10 本件において、Xは、計画の時点でPを睡眠剤で眠らせ、自働運転システムにより自動車ごと 崖から落下させ、殺害する意思があり、Pの死亡結果について認識している。

よって、Xには故意が認められ、殺人罪が成立する。

VII. 結論

15 XにPに対する殺人罪(刑法 199条)が成立する。

以上